

News Letter

2017年
1月
中国四国農政局
山口県拠点

～島の特産品であるみかんを鍋に～

山口県周防大島町は、瀬戸内海に浮かぶ島の中で3番目に大きな面積を有し、本土とは大島大橋によって繋がっています。同町では、かんきつ類の栽培が盛んで、みかんの生産量は山口県内の8割を占めています。今、その「みかん」を鍋の具材にした「周防大島みかん鍋」（以下「みかん鍋」という。）が人気となっています。みかん鍋の仕掛け人である周防大島観光協会（以下「観光協会」という。）の江良正和さんにお話を伺いました。

みかん鍋の誕生

みかん鍋は、かんきつ産地である周防大島町の知名度を全国的に広げるため、島内の飲食店経営者や料理人（後の、「周防大島鍋奉行会」となる集まり）が研究を進め、具材に果皮や果肉・果汁を使用し、2006年の地域おこしイベント「周防大島まるかじり」で未来に繋がるアイテムとして初めて出展しました。

みかん鍋は、このイベントで一定の評価を受けましたが、参加者から「みかん鍋なのにみかんが入っていない」との意見を頂き、インパクト不足を感じ、今後の継続的なアイテムとするために勇気をもって「島のみかんを丸ごと浮かべる」ことにしました。

みかんは試行錯誤の結果「焼きみかん」とし、2Sサイズの小ぶりなものを使用しています。

みかんを浮かべた当初は、色々な苦言も頂きましたが、メディアで紹介されることで認知度も上がり、今では、冬の観光名物として欠かせないアイテムとなりました。



「鍋奉行御用達」みかん

みかん鍋の定義等

みかん鍋の定義は、①出汁に「鍋奉行御用達」焼きみかんを浮かべること、②果皮を練り込んだ地魚つみれを使うこと、③みかん胡椒を添えて食べることで、としています。「鍋奉行御用達」みかんは、JAや環境保健協会による厳しい検査をクリアした糖度12度以上のみかんに観光協会が焼印します。つみれは、みかん鍋を提供する島内12店舗それぞれで作られます。みかん胡椒は、新たに開発し店頭販売も行っています。今後は、みかん鍋とともに、「やまぐちブランド」の周防大島の太刀魚を使った新アイテム「太刀魚の鏡盛り」で周防大島町をもっとアピールしていきたいと考えています。

食べてみました

今回は、竜崎温泉ちどりにて「みかん鍋御膳」を頂きました。みかん鍋に火が入り、蓋を開けた瞬間に、柔らかいみかんの香りが漂い食欲をそそり、程よいみかん味で美味しく鍋を頂きました。箸安めにみかんを皮ごと一口、甘い果汁と果肉が口の中に広がりよい口直しとなり雑炊も美味しく頂きました。ただし、みかんにいきなりかぶりつくと火傷しますのでご注意ください。

みかん鍋御膳



みかん鍋は、毎年11月から3月限定

農業者の皆様へ

青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、**個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する**必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2～3月)。

<青色申告承認申請書の様式>

| 1 6 9 0 | |
|---------------|---|
| 所得税の青色申告承認申請書 | |
| 納税地 | <input type="checkbox"/> 住所・ <input type="checkbox"/> 居所・ <input type="checkbox"/> 事業所等 (該当するものを選択してください。) (〒 - -) (TEL - -) |
| 上記以外の住所・事業所等 | 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -) |
| フリガナ | 生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生 |
| 氏名 | フリガナ |
| 職業 | 業 種 |

平成__年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

- 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)
名称 _____ 所在地 _____
名称 _____ 所在地 _____
- 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)
事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得
- いままでは青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無
(1) 有 (取消し・取りやめ) ____年__月__日 (2) 無
- 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年__月__日
- 相続による事業承継の有無
(1) 有 相続開始年月日 ____年__月__日 被相続人の氏名 _____ (2) 無
- その他参考事項
(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)
複式簿記・簡易簿記・その他 ()
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)
現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・平形記入帳
債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簿島帳簿・その他
(3) その他 _____

既納税理士 (TEL - -)

| 受理番号 | 受付印 | A | B | C |
|-----------|-----|---|---|---|
| 01 | | | | |
| 通信日付印の年月日 | 捺印 | | | |
| 年 月 日 | | | | |

青色申告とは

○「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

○ **青色申告特別控除**

「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。

○ **損失の繰越しと繰戻し**

損失額を翌年以後**3年間**(法人は**9年間**)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して**、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。



農林水産省 中国四国農政局山口県拠点 平成28年12月28日版

編集:中国四国農政局 山口県拠点

〒753-0088 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館3階

TEL(083)922-5200 FAX(083)934-1120 <農政局HP> <http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆各種メールマガジンを配信中(登録はこちらから)<http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>